

社団法人愛知県鉄工連合会定款

昭和 57 年 6 月 25 日、定款第 11 条の
理事の定数変更

昭和 59 年 6 月 27 日、定款第 11 条の
副会長の定数変更

平成元年 12 月 1 日、定款第 2 条の
事務所所在地の変更

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人愛知県鉄工連合会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中村区黄金通 1 丁目 18 番地におく。

2 この法人は、必要に応じて、支部をおくことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、機械金属工業の近代化および合理化を強力に推進し、国際競争力の培養につとめ、わが国産業経済の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 機械金属工業の経営の合理化および設備の近代化を促進するため、企業診断および各種の調査研究等の事業
- (2) 機械金属工業に関する技術の向上をはかり、関係者団体との連絡調整および各種研究会、講習会等の事業
- (3) 機械金属工業に関する労務対策を円滑に推進するため、青少年の指導育成ならびに中高年令層および婦人の活用等の事業
- (4) 機械金属工業の輸出振興の促進のため研修会、海外市場調査、情報提供等の事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者または学識経験者で総会において推薦されたもの

(会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(1) 会員が死亡し、または解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、次の各号いずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および選任)

第11条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 5人以上10人以内

(3) 理事 (会長および副会長を含む。) 50人以上65人以内

(4) 監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

3 理事は、互選により常務理事2人を定める。

4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 常務理事は、常務を行なう。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行なう。

(任期)

第13条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第 14 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第 4 章 会議

(種別)

第 15 条 この法人の会議は、総会および理事会の 2 種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 16 条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

第 17 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 18 条 通常総会は、毎年 3 月および 6 月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときまたは総会員の 5 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときまたは理事の 3 分の 2 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第 19 条 会議は会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 21 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 22 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 会員または理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名 (書面表決者および表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した会員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 25 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け所要の職員をおく。

2 事務局および職員に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 26 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資金から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 27 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 28 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第 29 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 3 ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 30 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を経、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 33 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 44 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号ならびに第 29 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 44 年 3 月 31 日までとする。